

## 丹波市オフィス立地促進補助金について（H28. 2. 1 施行）

### 【 目 的 】

地域産業の活性化と雇用の確保、定住・交流人口の増加を目的として、市内のオフィスビル等の建物へ賃貸借により入居し、立地促進事業を行う企業の主な初期投資（賃借料、建物改修、設備、住宅家賃）に対して補助金を交付します。

適 用 要 件	優遇内容	適用期間
①賃貸借によりオフィスビル等の建物 <sup>※1</sup> に入居し、立地促進事業 <sup>※2</sup> を行う事業所であること ②オフィスビル等の建物への入居に際して、新規常時雇用者 <sup>※3</sup> 数が6人以上であること ③（建物改修費補助、設備補助、従業員家賃補助の適用を受ける場合のみ）市が基本計画に定める指定業種であること	<b>【賃借料補助】</b> 建物賃借料（共益費、敷金、権利金等を除く。）の50% <兵庫県25%、丹波市25%> [限度額200万円/年]	事業開始後3年間
	<b>【建物改修費補助】</b> 施設改修費の50% [限度額 100 万円]	事業開始後3年以内で1回限り
	<b>【設備補助】</b> 機械設備、事務機器 <sup>※4</sup> 取得費の 50% [限度額 300 万円]	事業開始時1回限り
	<b>【従業員家賃補助】</b> 市内に転入後1年以上経過した新規常時雇用者1人当たり30万円 [限度額150万円]	事業開始後3年以内

※1 主として企業等がオフィス（事務所又は営業所に使用されるもので、研究所、倉庫、簡易な作業場等に利用する場合も含む。ただし、店舗は除く）として利用するために、賃貸借の用に供された建物

※2 産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であって、高度な技術を活用するもの又はゆとりのある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するものとして、兵庫県が産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則で定めるもの

※3 賃貸借契約締結日から6ヵ月以内に、新たに雇用する者又は補助対象事業者が運営する県外オフィスから異動してきた者（県外に住所を有していた者に限る。）であって、県内に住所を有し、企業等の就業規則等に定める正社員のうち、次の要件のいずれにも該当する者

①賃貸借した当該建物において常時勤務する者であること

②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること

③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること

④雇用期間の定めのない者であること

⑤賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと

⑥その他通常の労働者（労働基準法第39条第3に規定）の労働条件と異なる条件で雇用される者でないこと

※4 OA機器、デスク、椅子、キャビネット

○丹波市オフィス立地促進補助金は単独で交付されるものではなく、兵庫県のオフィス立地促進賃料補助金と併せて交付されるものとなります。

## 【申請手続き】

### ①対象事業所指定申請書の提出

賃貸借したオフィスビル等における事業開始 30 日前までに、対象事業所指定申請書に下記の必要書類を添えて提出してください。

(参考)・事業計画書

- ・賃貸借契約書の写し
- ・建物図面、(建物の改修を行う場合) 工事図面
- ・立地促進事業を行う者であることを証する書類 (県知事の確認済)
- ・会社概要等事業の概要を示す書類
- ・登記事項証明書又は法人登記簿謄本、定款等
- ・申請時における経営状況を証する書類 (過去 2 年間)



### ②対象事業所指定書の交付

書類審査及び対象事業所の指定決定後、対象事業所指定書を送付します。



### ③補助金の交付申請 (操業開始後 1 年以内)

補助金の交付申請のため、下記の必要書類を提出してください。

(参考)・補助金交付申請書

- ・オフィスの位置図及び配置図
- ・常時雇用者名簿
- ・事業所別被保険者台帳または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・事業所別被保険者記録一覧表 [厚生年金]
- ・(雇用補助の申請を行う場合) 新規常時雇用者の住民票
- ・事業実績報告書
- ・土地・建物取得 (借用)、建物 (改修) 工事請負、機械設備・事務機器取得、その他契約書及び請求書・領収書の写し
- ・補助対象となる建物・機械設備等を示す写真
- ・誓約書
- ・その他これらを補完する書類



### ④審査および交付決定

書類審査および補助金交付決定後、交付決定通知書と補助金請求書を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課まで提出ください。



### ⑤補助金の交付

振込日等が決まり次第連絡しますので、振込後に通帳記帳等で確認ください。



### ⑥決算報告書の提出

操業を開始した会計年度から 5 会計年度においては、決算報告書を決算日から 60 日以内に、新産業創造課まで提出ください。

お問い合わせ先	： 丹波市産業経済部商工振興課企業誘致係 〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地 Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005
---------	---